

新潟県棚田地域保全対策事業補助金交付要綱

平成13年6月1日農環第577号制 定
平成21年3月30日農環第736号一部改正
平成29年4月1日農環第505号一部改正
令和3年3月30日農環第690号一部改正

第1 趣 旨

知事は、棚田地域の農地等が有する多面的機能を良好に発揮させるとともに、中山間地域における集落活動の活性化を図るため、新潟県棚田地域保全対策事業実施要領（平成13年6月1日付け農環第107号新潟県農地部長通知。以下「要領」という。）に基づいて市町村が行う棚田地域保全対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 交付基準

- この補助金の交付の対象となる経費は、要領第4に規定する集落（以下「支援対象集落」）が行う要領第5に掲げる棚田保全活動に要する次の経費に対し、市町村が補助をするのに要した経費（以下「補助対象経費」という。）とする。
 - 資機材購入費（鎌、草刈り機、敷き砂利、その他これに類するもの）
 - 燃料費
 - 人件費
- この補助金の交付額は、前項に規定する補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、事業実施地区1地区当たり年間500千円を超えない額とし、かつ、交付期間中の補助金の合計額は1,000千円以内とする。
- この補助金の交付期間は、最長3年間とする。

第3 交付の条件

- この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。
 - 事業費の増減が30パーセントを超える場合は、地域振興局長の承認を受けること。
 - 事業を中止し、又は廃止する場合には、地域振興局長の承認を受けること。
 - 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地域振興局長に報告してその指示を受けること。
 - 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。
 - 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保存しなければならないこと。
- 市町村は、支援対象集落に補助する場合に次に掲げる事項を交付の条件とするものとする。
 - 1の(1)から(5)までに掲げる事項（この場合「地域振興局長」とあるのは「市町村長」と読み替える。また、(1)の承認対象となる事業費の増減率は任意に定めること。）。
 - 補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならないこと。

第4 交付申請

規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、別に定める日までに地域振興局長に提出しなければならない。ただし、交付決定額の変更を申請しようとする場合は別記第2号様式により申請するものとする。

第5 変更の承認申請

第3の1の(1)の規定による承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による事業計画変更承認申請書を地域振興局長に提出しなければならない。

第6 事業の中止又は廃止の承認申請

第3の1の(2)の規定による承認を受けようとする場合には、別記第4号様式による事業中止（廃止）承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の30日前までに地域振興局長に提出しなければならない。

第7 事業が予定期間内に完了しない場合等の報告

第3の1の(3)の規定による報告は、別記第5号様式による完了延期報告書を地域振興局長に提出して行わなければならない。

第8 申請の取下げ

規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定の日から起算して10日を経過した日（その日以外の日を地域振興局長が指定したときは、当該指定した日）とする。

第9 状況報告

規則第10条の規定による報告は、補助金の交付決定にかかる年度の11月30日現在において、別記第6号様式による遂行状況報告書を作成し、12月28日までに地域振興局長に提出しなければならない。

第10 実績報告

規則第12条の規定による実績報告書は、別記第6号様式のとおりとし、事業完了の日から起算して30日を経過した日までに地域振興局長に提出しなければならない。

第11 書類の提出部数

この要綱の規定により地域振興局長に提出する書類の提出部数は、2部とする。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。

第 号
年 月 日

地域振興局長 様

補助事業者 市町村名
代表者名

年度新潟県棚田地域保全対策事業補助金交付申請書

新潟県棚田地域保全対策事業実施要領に基づき下記のとおり棚田保全活動を実施したので、補助金 円を交付されたく新潟県棚田地域保全対策事業補助金交付要綱に規定する事項を承認のうえ、新潟県補助金等交付規則第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分 別紙 1 のとおり
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日
- 4 収支予算書 別紙 2 のとおり
- 5 添付書類

別記第2号様式

第 号
年 月 日

地域振興局長 様

補助事業者 市町村名
代表者名

年度新潟県棚田地域保全対策事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった標記事業について、
下記のとおり実施したいので、補助金 円を金 円
に変更交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分 別紙1のとおり
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日
- 4 収支予算書 別紙2のとおり
- 5 変更理由 別紙3のとおり（様式任意）

注1 別紙1及び別紙2は、それぞれ別記第1号様式の別紙1及び別紙2と同様とする。

注2 記の2から4までに掲げる事項については、変更前と変更後が対比できるように、
変更前を上段に（ ）書きで表示すること。

別記第3号様式

第 号
年 月 日

地域振興局長 様

補助事業者 市町村名
代表者名

年度新潟県棚田地域保全対策事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業について、下記のとおり事業の内容を変更したいので、新潟県棚田地域保全対策事業補助金交付要綱第5の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|----------------|---------------|
| 1 事業の目的 | |
| 2 事業の内容及び経費の配分 | 別紙1のとおり |
| 3 事業完了予定年月日 | 年 月 日 |
| 4 収支予算書 | 別紙2のとおり |
| 5 変更の理由 | 別紙3のとおり（様式任意） |

注1 別紙1及び別紙2は、それぞれ別記第1号様式の別紙1及び別紙2と同様とする。

注2 記の2から4までに掲げる事項については、変更前と変更後が対比できるように、変更前を上段に（ ）書きで表示すること。

別記第4号様式

第 号
年 月 日

地域振興局長 様

補助事業者 市町村名
代表者名

年度新潟県棚田地域保全対策事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業を、下記のとおり中止（廃止）したいので、新潟県棚田地域保全対策事業補助金交付要綱第6の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 事業の内容及び経費の配分 別紙1のとおり
- 3 添付書類

注1 別紙1は、別記第1号様式の別紙1と同様とする。

注2 添付書類は事業の中止（廃止）に関する議決書の抄本、謄本等とする。

別記第5号様式

第 号
年 月 日

地域振興局長 様

補助事業者 市町村名
代表者名

年度新潟県棚田地域保全対策事業完了延期報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業が下記のとおり予定の期間内に完了しないこととなったので、新潟県棚田地域保全対策事業補助金交付要綱第7の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- | | |
|--------------|------------------------|
| 1 完了予定延期等の理由 | 別紙のとおり（様式任意） |
| 2 事業完了予定 | 変更前 年 月 日
変更後 年 月 日 |

第 号
年 月 日

地域振興局長 様

補助事業者 市町村名
代表者名

年度新潟県棚田地域保全対策事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業について
11月30日現在の遂行状況を新潟県補助金等交付規則第10条の規定により下記のとおり
報告します。

記

(単位：円)

事業費 (A)	交付決定額	遂行状況		備考
		事業費 (B)	進捗率 (B) / (A)	
				事業着手年月日 年 月 日 事業完了予定年月日 年 月 日

注 備考欄に事業着手年月日及び事業完了予定年月日を記載すること。

第 号
年 月 日

地域振興局長 様

補助事業者 市町村名
代表者名

年度新潟県棚田地域保全対策事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業を下記のとおり実施したので、新潟県補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- | | |
|------------|---------|
| 1 事業の目的 | |
| 2 補助事業の成果 | 別紙1のとおり |
| 3 収支精算書 | 別紙2のとおり |
| 4 事業の完了年月日 | 年 月 日 |
| 5 添付書類 | |

注1 別紙1は、別記第1号様式の別紙1と同様とし、変更前と変更後が対比できるように、変更前を上段に（ ）書きで表示すること。

注2 実施結果を明らかにするもの（活動報告書、写真、資料等）を添付すること。

別紙2 (別記第1号様式付表)

収 支 予 算 書

年 月 日 議 決
議決予定

1 収入の部 (単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
計		

2 支出の部 (単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
計		

別紙2 (別記第7号様式付表)

収 支 精 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減(△)額	備 考
計				

2 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減(△)額	備 考
計				